
ミッションフォローアップ等のためのアンケート調査結果

概要版

調査設計

実施期間

2003/09/01 ~ 2003/09/29

対象企業・団体

国際知的財産保護フォーラム加盟企業

国際知的財産保護フォーラム加盟団体および団体加盟企業

実施方法

郵送留置法

有効回答数 152

調査項目

- ・ 知的財産権侵害の取締りの強化と手続きに関する事項（含む水際措置）
- ・ 特許・実用新案権の侵害および制度・運用上の問題に関する事項
- ・ 意匠権の侵害および制度・運用上の問題に関する事項
- ・ 商標権の侵害および制度・運用上の問題に関する事項
- ・ 著作権の侵害および制度・運用上の問題に関する事項
- ・ 技術移転・ライセンス許認可にかかる制度・運用上の問題に関する事項
- ・ 優先的に取り組むべき対策
- ・ 中国以外の国・地域における模倣品・海賊版被害の実態、ミッション派遣要望
- ・ 海外における知的財産にかかる啓蒙普及活動

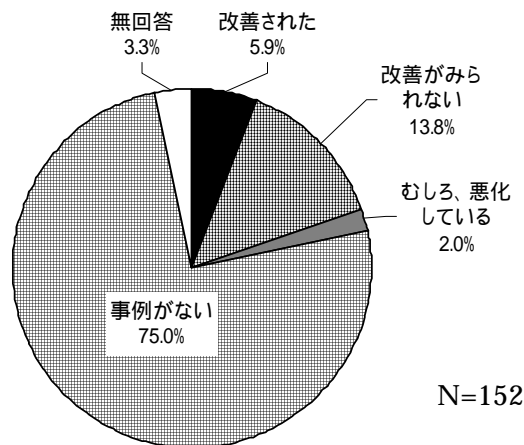
集計・分析結果のポイント

全般を通しての傾向

- ミッション後、時間が十分に経過していないこともあり、大半の設問において「事例がない」という回答割合が高くなっている。
- 事例が存在する場合でも、「改善された」という回答は少なく、運用面での改善が十分に図られているとは言い難い。

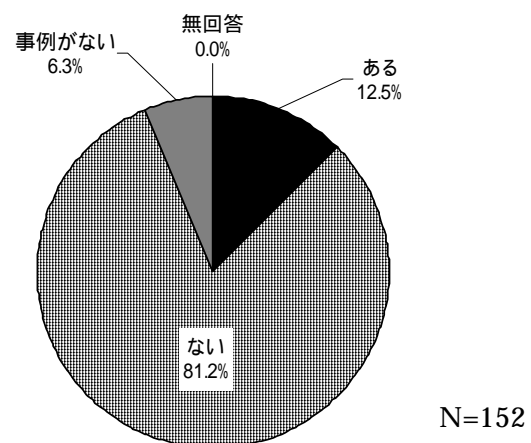
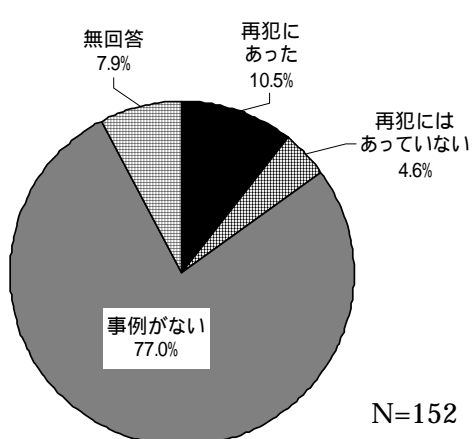
・知的財産権侵害の取締りの強化と手続きに関する事項（含む水際措置）

- 「適正かつ迅速な執行の確保（工商行政管理局および質量技術監督局の両行政機関における処分決定までの時間短縮に対する改善）」においては、依然として改善が不十分との回答が多い。



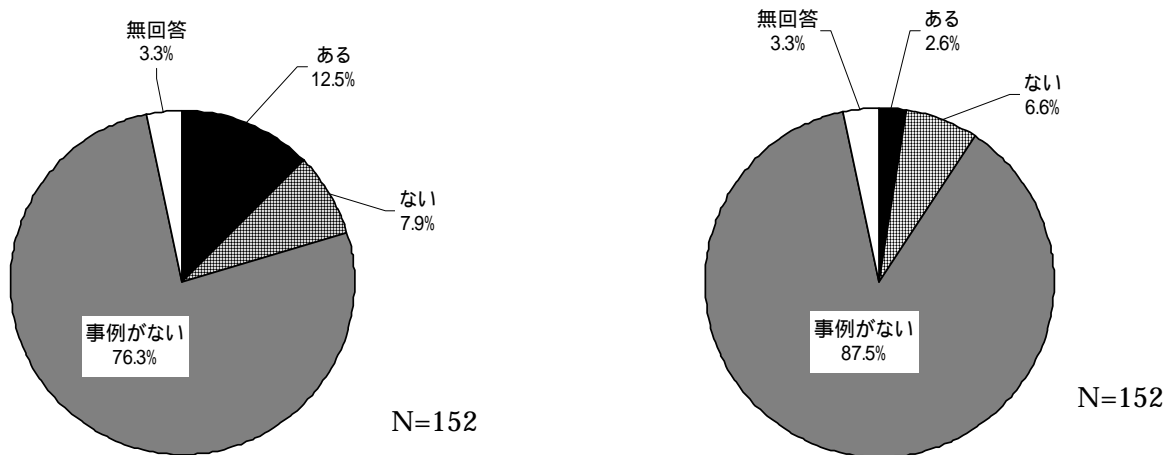
- 再犯の被害は依然として存在するものの、再犯の侵害者に対する処分が厳正になったと感じた事例ありとの回答が 12.5%（19 社）となっている。再犯被害の具体的事例としてリストアップされた 15 件のうち、10 件までが広東省となっている。

再犯のケース（左図）と再犯の侵害者に対する処分が厳正になったと感じた事例の有無（右図）



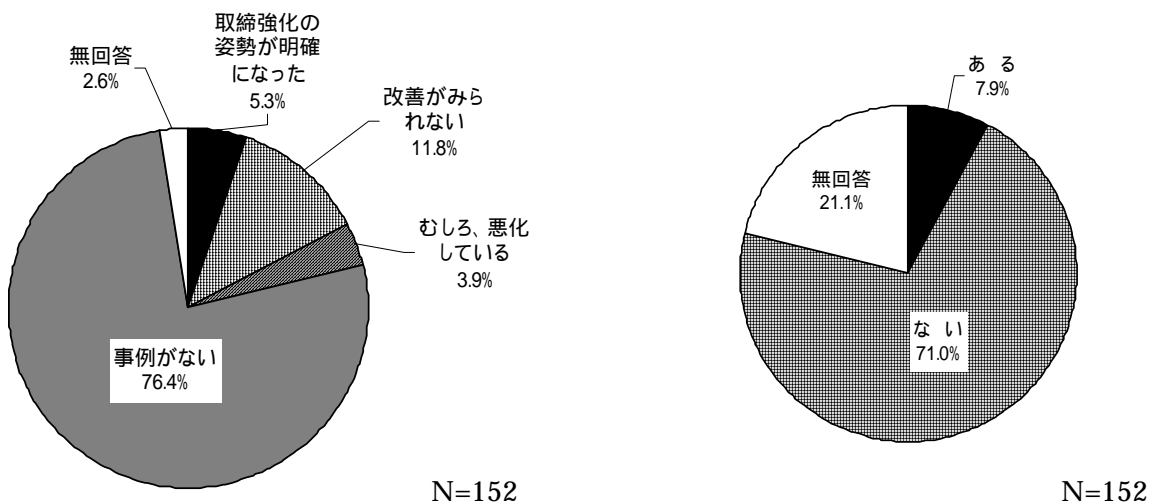
- 行政による取締りの強化については、12.5%（19社）の企業が積極的に動きを感じた事例があると回答。工商行政管理局が「事前に具体的な証拠がなくても摘発してくれた」「情報提供の上、摘発に同行してくれた」といった具体的な事例が数多く挙げられた。
- 一方で、公安による取締りの強化に関しては改善が認められない。
- 行政当局と公安当局との連携関係については、事例が少ないながら報告されており、改善の兆候が認められた。（例：コピー品摘発の強制捜査で連携、記録証拠の公安への提供など）

行政当局による取締強化を感じた事例（左図）と公安により迅速かつ積極的な対処を感じた事例（右図）



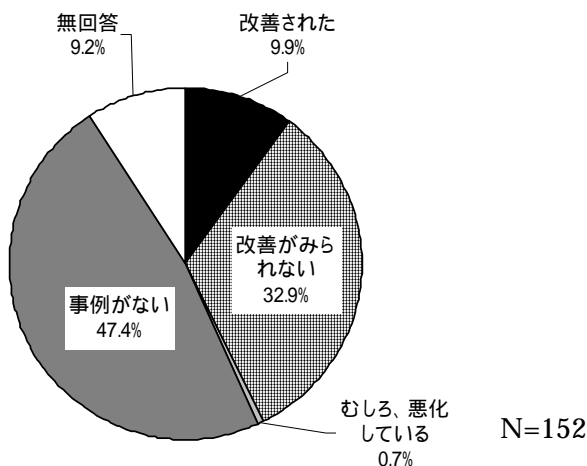
- 地域的な特徴として、行政との連携、公安による取締の強化、公安と行政との連携などにおいて、改善されたケース・問題が残るケース双方ともに、広東省が多くなっている。
- 模倣品・海賊版の輸出取締り（税関）強化は、まだ十分に改善が図られているとはいえないが、取締りの姿勢が明確になったとの回答も 5.3%（8件）あり、ミッション後に税関から権利者に対する侵害可能性物品の通知ありとする回答も 7.9%（12件）存在した。

税関における模倣品・海賊版輸出取締りの改善（左図）と税関からの侵害可能性物品の通知（右図）



・ 特許・実用新案権の侵害および制度・運用上の問題に関する事項

- 審査請求からファーストアクション及び登録までの期間短縮について「改善された」9.9%（15件）に対し、「改善がみられない」は32.9%（50件）に達しており、「改善された」と回答した場合も平均満足度は47.3%と、引き続き中国側へ強く要請していくべきとする水準にとどまっている。
- 審査遅延の解消は優先すべき政策課題としてもトップに挙げられ、企業からの関心が高い。

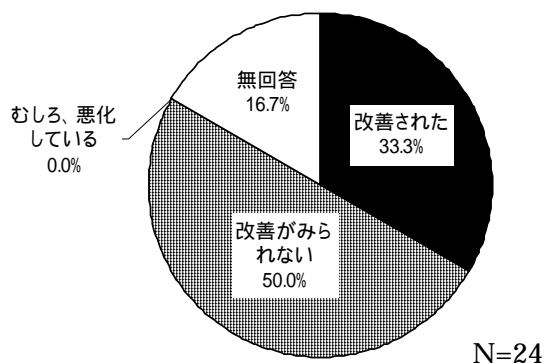
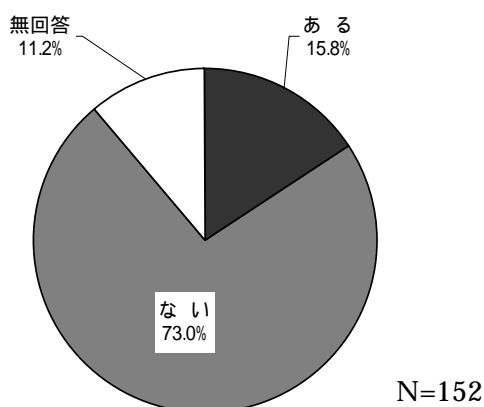


- 意識的遅延と思われるものを含めて、長期にわたり審査を放置された事例（他と比べて極端に審査が遅い事例）について、「事例がある」が15.8%（24件）となっており、審査が遅い分野として以下のようなものが挙げられた。

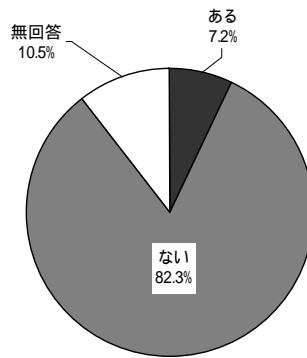
医療、筆記具、マシン、分析装置、自動車部品、産業車両、変速機構、冷凍空調、電源変換装置、油圧機器、繊維機械、コンプレッサー、電卓、時計、通信、液晶ゲーム、DVD、半導体、ソフトウェア、レーザ、化学、ファインケミカル、有機合成、有機材料、接着剤、遺伝子組み換え技術

- これら、審査が遅延していると思われる分野の審査遅延は、ミッション後も「改善されない」が「改善された」を上回っている。

長期にわたり審査を放置された事例（左図）とミッション後の改善度合い（右図）



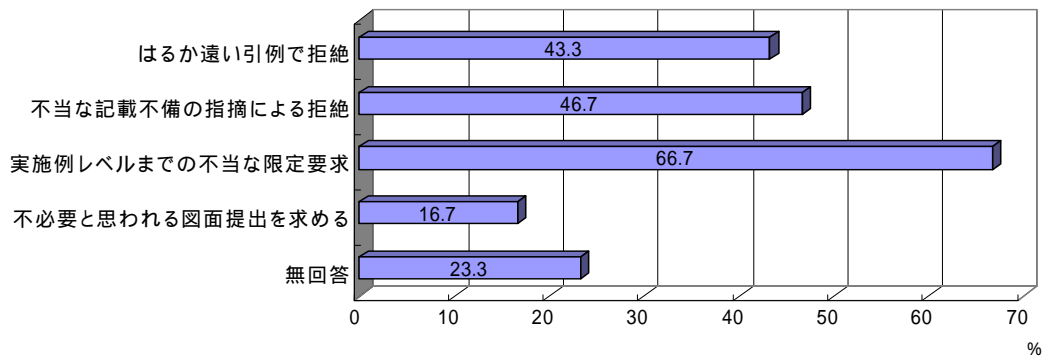
- 拒絶審査に対する審判（拒絶査定不服審判）を「請求したことがある」との回答は 7.2%（11 件）にとどまっており、審判請求から審決までの期間は平均で 10.3 カ月となっている。



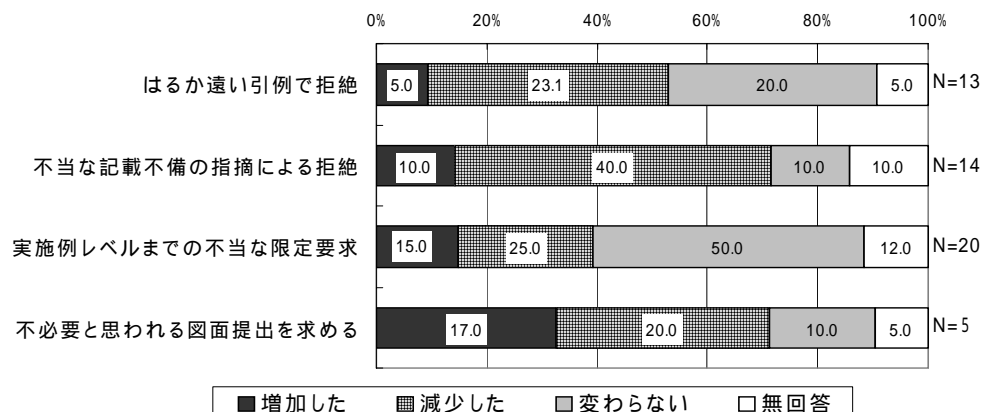
N=152

- 早期審査制度がなく、侵害品に対して適切な対処が出来なかった事例については、「該当する事例がある」との回答が 7.2%（11 件）となっており、審査が遅延し、早期審査制度もないために困っている企業が実際に存在していることがわかる。
- 審査手続き面においては、ミッション前後と比較して「不当な記載不備の指摘による拒絶」が減少する傾向が認められる一方、「実施例レベルまでの不当な限定要求」については改善があまり見られず、「バイオ分野では日米欧で許可されるよりはるかに狭い範囲への限定要求がある」といった具体的事例（問題点）が挙げられた。

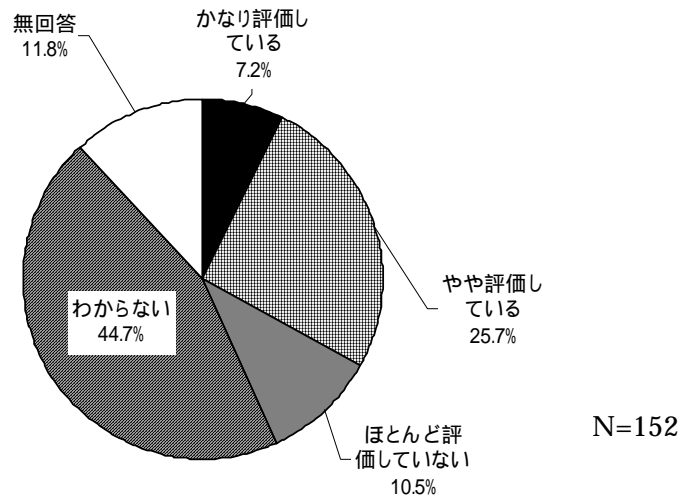
ミッション後も経験された不当な拒絶理由について（N=30）



ミッション前 1 年間とミッション後から現在までを比較しての増減度合い

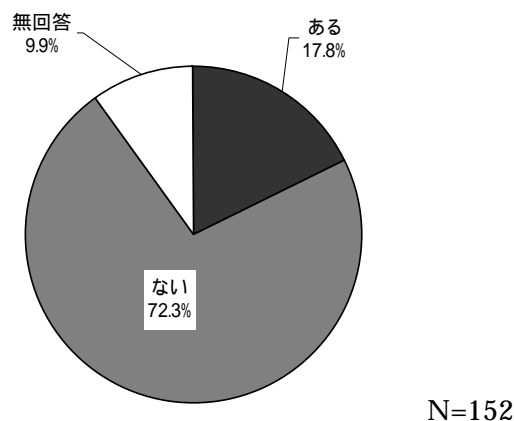


- 渉外代理人数の拡大措置は「かなり評価している」7.2%（11件）、「やや評価している」25.7%（39件）と評価する声が高く、「ほとんど評価していない」10.5%（16件）を大きく上回っている。競争原理導入によるサービス向上への期待が高まる一方で、今後については技術レベルの向上を求める声が高い。



・意匠権の侵害および制度・運用上の問題に関する事項

- 意匠に関しては、「デッドコピー」に企業の関心が集中しており、それ以外の設問に対しては該当する事例がないケースが大半となっている。
- デッドコピー規制がないために適切な対処ができなかった事例があると回答した企業は17.8%（27社）。中国で意匠権を取得していないため、生産設備や二輪車、ミシンや電化製品等のデッドコピーが出回っても対処できないといった具体的事例が数多く挙げられた。自動車関連部品、玩具、文具、包装紙などのパッケージ類も被害に遭っており、デッドコピーの問題は多岐の業種にわたっている。



「ある」と回答した場合の件数

合計	1～2件	3～4件	5～6件	7～8件	9～10件	11件以上	無回答	平均件数 <件>
27	13	6	1	0	4	0	3	3.4
100.0	48.1	22.2	3.7	0.0	14.8	0.0	11.1	

・商標権の侵害および制度・運用上の問題に関する事項

- 商標にかかる刑事告訴の経験がこれまでに「ある」との回答は 7.2% (11 件) と僅かであり、かつ、その場合も金額的な裾切りがあるために刑事訴追できずに困ったという事例も存在した。
- 刑事訴追できない理由としては、侵害者の特定が困難、証拠の入手が困難、ビジネス上の恨みを買うおそれ、真正品の価格による被害額算定ができない、地方保護主義のためといった事例が寄せられた。

商標にかかる刑事告訴の有無

	合計	あり	なし	無回答
ミッション前	152	6	136	10
	100.0	3.9	89.5	6.6
ミッション後	152	5	136	11
	100.0	3.3	89.5	7.2

刑事罰認定の有無

	合計	あり	なし	無回答
ミッション前	152	3	134	15
	100.0	2.0	88.2	9.9
ミッション後	152	4	133	15
	100.0	2.6	87.5	9.9

- 商標権侵害にかかる司法手続きにおいて、ミッション後も地方保護主義を実感したとの回答が僅かではあるが 2.6% (4 社) 存在し、依然として地方保護主義の改善には課題が残っている。
- 商標保護の改善において、「不合理な類否判断をされた」とする事例がミッション前は 5.9% (9 件)、ミッション後は 3.3% (5 件) 存在。
- 商標の異議申立への答弁期間、理由補充期間に対する延長要請に対し、32.2% (49 件) が「あり」と回答。延長答弁期間の平均延長期間は 2.2 ヶ月。延長理由補充期間の平均は 2.9 ヶ月。

	合計	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	4ヶ月	5ヶ月	6ヶ月以上	無回答	平均
延長答弁期間	49	0	39	10	0	0	0	0	2.2
	100.0	0.0	79.6	20.4	0.0	0.0	0.0	0.0	
延長理由補充期間	49	3	3	26	3	0	1	13	2.9
	100.0	6.1	6.1	53.1	6.1	0.0	2.0	26.5	

- 工商行政管理局における商標権侵害に対する罰則強化については、25.0% (38 件) が「改善がみられない」としており、依然として運用面での課題が残る。
- 工商行政管理局による自発的な押収商標権侵害品の完全廃棄処分を受けたとするケースは、ミッション前が 8.6% (13 件)、ミッション後が 6.6% (10 件)。ただし、押収処分の適正化に対するミッション後の改善度合いを評価する企業は僅かに 2 社にとどまっている。

- 押収処分の適正化に関して、工商行政管理局が自発的に押収した商標権侵害品の完全廃棄処分決定がなされたことの有無については、「あり」と回答した企業がミッション前は 8.6%（13 件）、ミッション後が 6.6%（10 件）。押収品の倉庫保管料・廃棄処理にかかる経費等の費用についての権利者負担の有無については、「あり」との回答がミッション後も 3.3%（5 件）。廃棄処理代や倉庫代、運搬費が権利者負担とされた事例が報告された。地域的に課題・問題が多い地域としては、ミッション前後とも浙江と広東である。

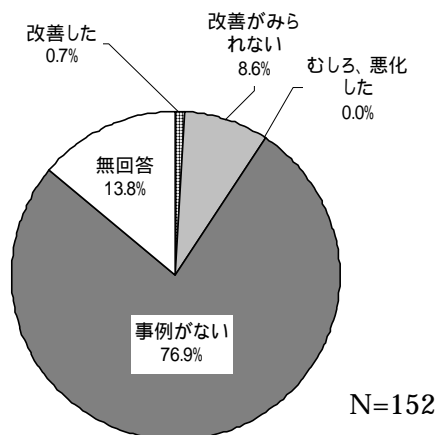
商標権侵害品の完全廃棄処分決定の有無

	合計	あり	なし	無回答
ミッション前	152	13	114	25
	100.0	8.6	75.0	16.4
ミッション後	152	10	118	24
	100.0	6.6	77.6	15.8

押収品廃棄等にかかる権利者負担の有無

	合計	あり	なし	無回答
ミッション前	152	1	114	37
	100.0	0.7	75.0	24.3
ミッション後	152	5	111	36
	100.0	3.3	73.0	23.7

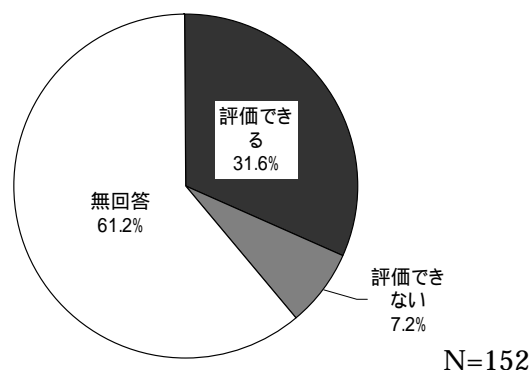
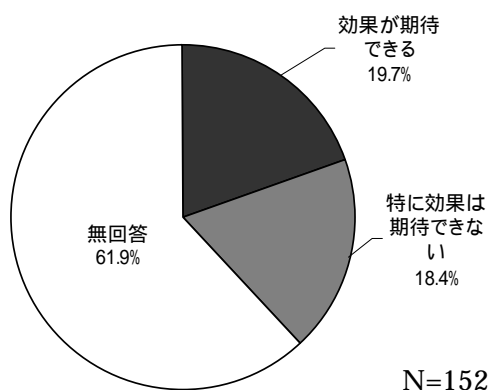
- 商標権侵害品が悪質だと認定され、工商行政管理局から刑事に移送された事例が 6 件報告された。しかしながら、全般的にみて、工商行政管理局と関係行政機関との連携がミッション後に強化されたと実感する企業は少ない。



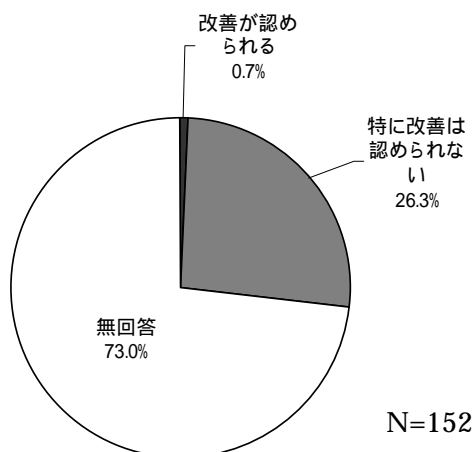
・著作権の侵害および制度・運用上の問題に関する事項

- 海賊版ソフトウェア撲滅実施方案の中の、コンピュータソフトウェア登録制度に関しては「効果が期待できる」との回答が 19.7% (30 件) 存在する一方で、「特に効果は期待できない」とする回答も 18.4% (28 件) 存在する。
- 効果が認められるかどうかは別として、海賊版ソフトウェア撲滅実施法案の内容については「評価できる」31.6% (48 件) との回答が高い。

コンピュータソフトウェア登録制度の整備への効果（左図）と海賊版ソフトウェア撲滅実施法案への評価（右図）



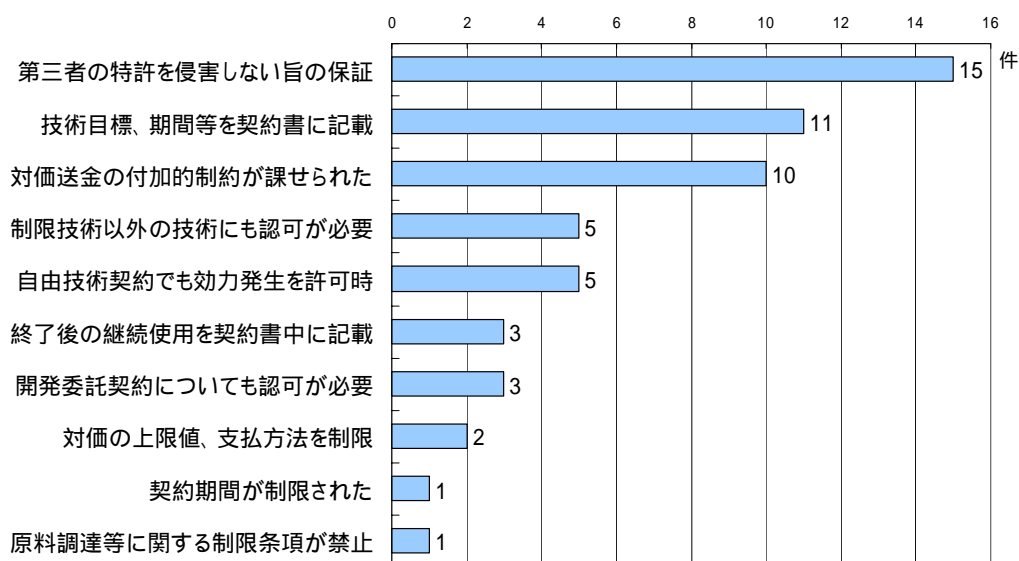
- ミッションでは、著作権登録がなされていないコンピュータソフトウェアが、登録されているものと同様に権利保護が徹底されることを要請したのに対し、「特に改善効果が認められない」との回答が 26.3% (40 件) となっている。



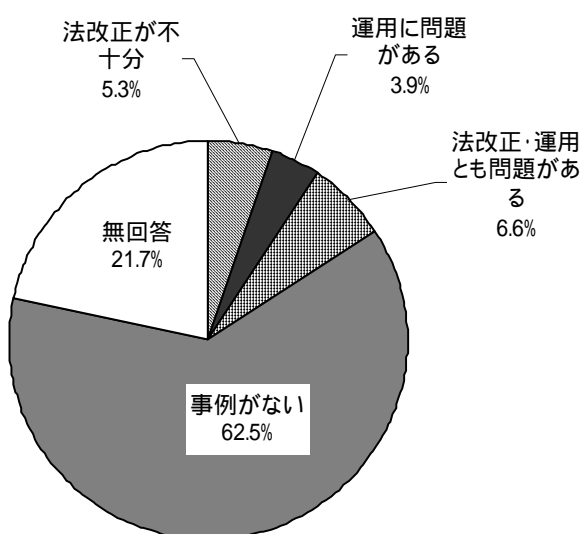
- また、著作権の権利行使にかかる現状では、司法に対する提訴件数はミッション前が 1 件、ミッション後は 0 件、行政（著作権局）に対する提訴件数はミッション前が 1 件、ミッション後が 1 件と少ない。

・技術移転・ライセンス許認可にかかる制度・運用上の問題に関する事項

- 前回のアンケート以降に中国企業へ技術ライセンス契約を締結したとする企業は 23.0% (35社) 存在した。
- ミッション後の契約においても、「ライセンス技術の実施が第三者の特許を侵害しない旨の保証義務を契約書中に記載させられた(特許保証)」「導入技術の技術目標及び目標達成の期間、措置を契約書に記載させられた(技術保証)」「対価送金の際の届出において付加的な制約が課された(還付不能な営業税等)」などの実態が存在し、自由記述においても「ライセンサーが特許侵害に対する責任を負わされるという実態は依然変わっていない」との指摘が多い。



- 技術移転・ライセンスに関しては、運用面の改善のみならず、法改正も不十分であるとの指摘がなされており、改善を求める声が高い。

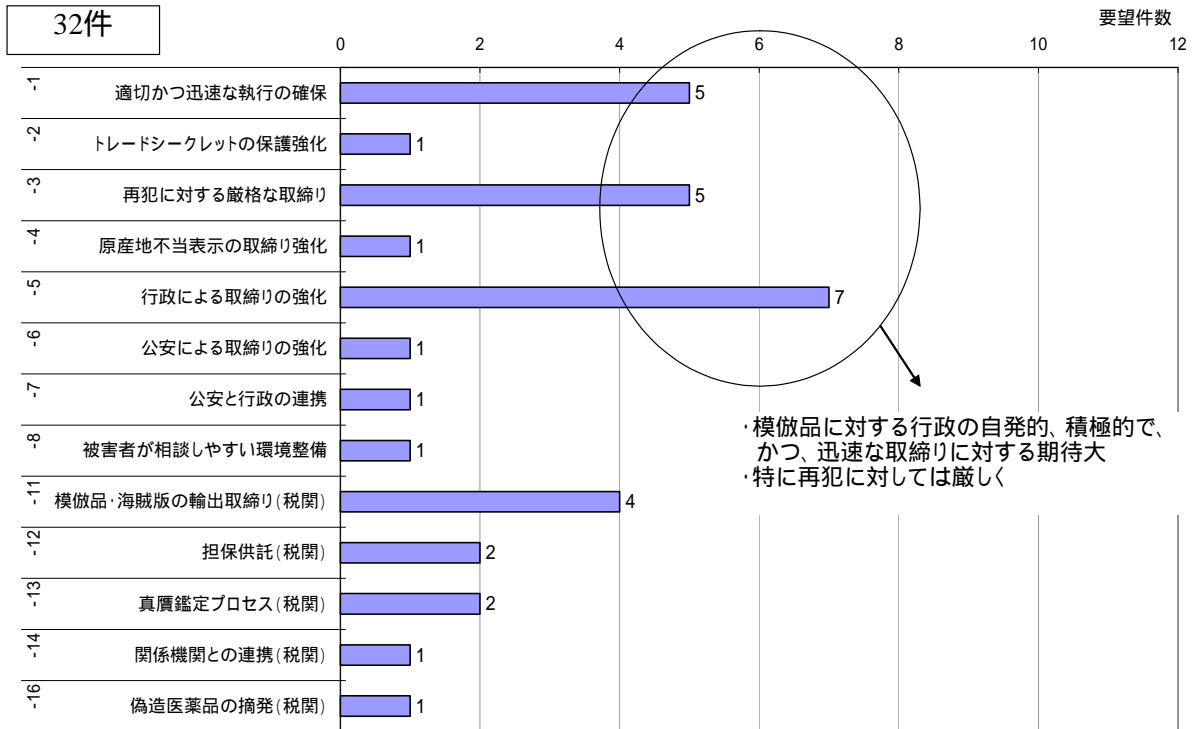


・優先的に取り組むべき対策

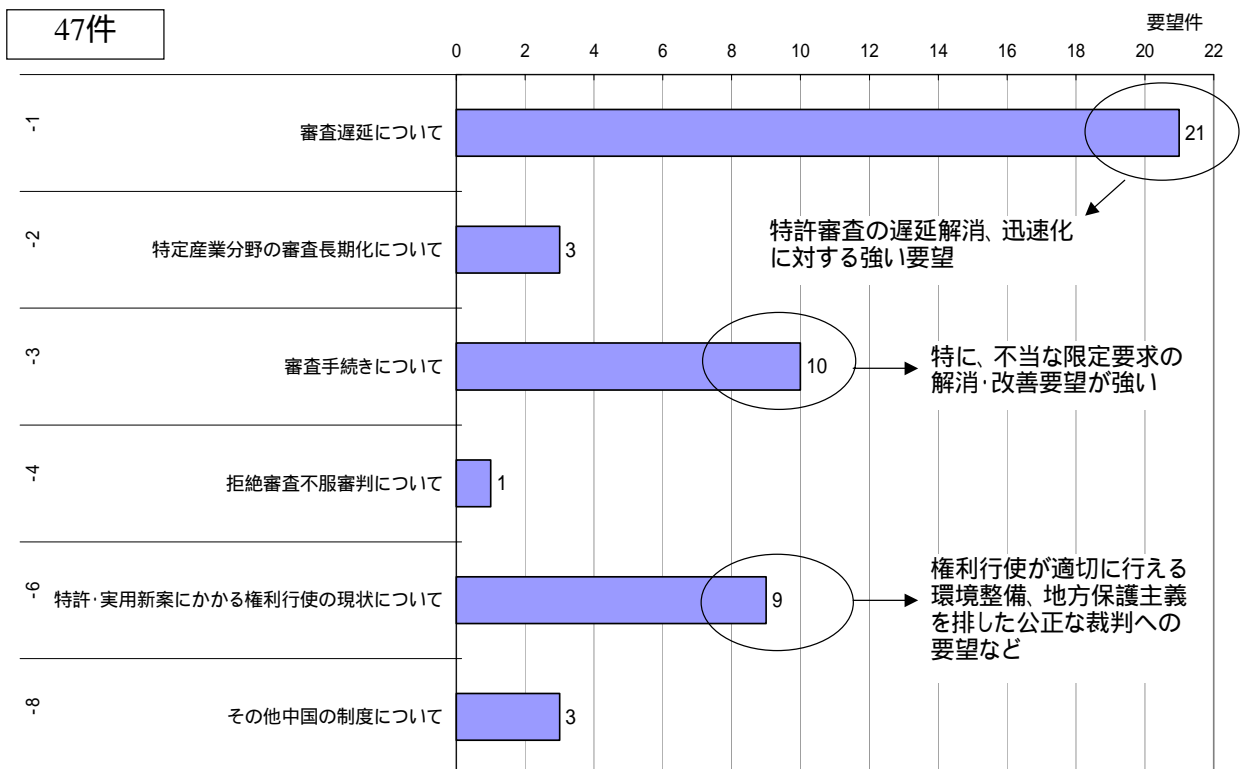
- 「審査遅延の解消（21件）」が圧倒的に多く、ついで「デッドコピー規制（12件）」「冒認出願の拒絶（10件）」「審査手続き面での改善（10件）」「特許・実用新案にかかる権利行使上の改善（9件）」「行政による取締りの強化（7件）」「著名商標保護に関する改善（7件）」「罰則の強化（工商行政管理局）（6件）」となっている。

設問NO	対策の内容	要望件数
-1	適切かつ迅速な執行の確保	5
-2	トレードシークレットの保護強化	1
-3	再犯に対する厳格な取締り	5
-4	原産地不当表示の取締り強化	1
-5	行政による取締りの強化	7
-6	公安による取締りの強化	1
-7	公安と行政の連携	1
-8	被害者が相談しやすい環境整備	1
-11	模倣品・海賊版の輸出取締り(税関)	4
-12	担保供託(税関)	2
-13	真贋鑑定プロセス(税関)	2
-14	関係機関との連携(税関)	1
-16	偽造医薬品の摘発(税関)	1
-1	審査遅延について	21
-2	特定産業分野の審査長期化について	3
-3	審査手続きについて	10
-4	拒絶審査不服審判について	1
-6	特許・実用新案にかかる権利行使の現状について	9
-8	その他中国の制度について	3
-1	損害賠償の認定の高額化	2
-2	刑事罰の強化	1
-4	地方保護主義の排除	1
-5	関係機関同士の連携	1
-6	インターネット上での公知の採用	2
-7	冒認出頭	10
-9	デッドコピー	12
-2	商標権侵害における人民法院での民事訴訟(司法)	1
-3	刑事告訴(司法)	4
-4	刑事罰の認定(司法)	1
-5	押収処分品の適正化(司法)	1
-6	地方保護主義の是正及び適正な執行の確保(司法)	3
-7	関係行政機関との連携強化(司法)	1
-8	商標保護に関する改善(工商行政管理局)	3
-9	著名商標保護に関する改善(行政、司法)	7
-10	罰則の強化(工商行政管理局)	6
-11	押収品処分の適正化(工商行政管理局)	1
-12	取締機関の連携強化による取締りの徹底(工商行政管理局)	4
-13	適切で迅速な執行の確保(工商行政管理局)	2
-1	海賊版ソフトウェア撲滅実施法案の実効性に関する評価	1
-5	著作権の権利行使	1
-1	技術移転・ライセンス許認可	4

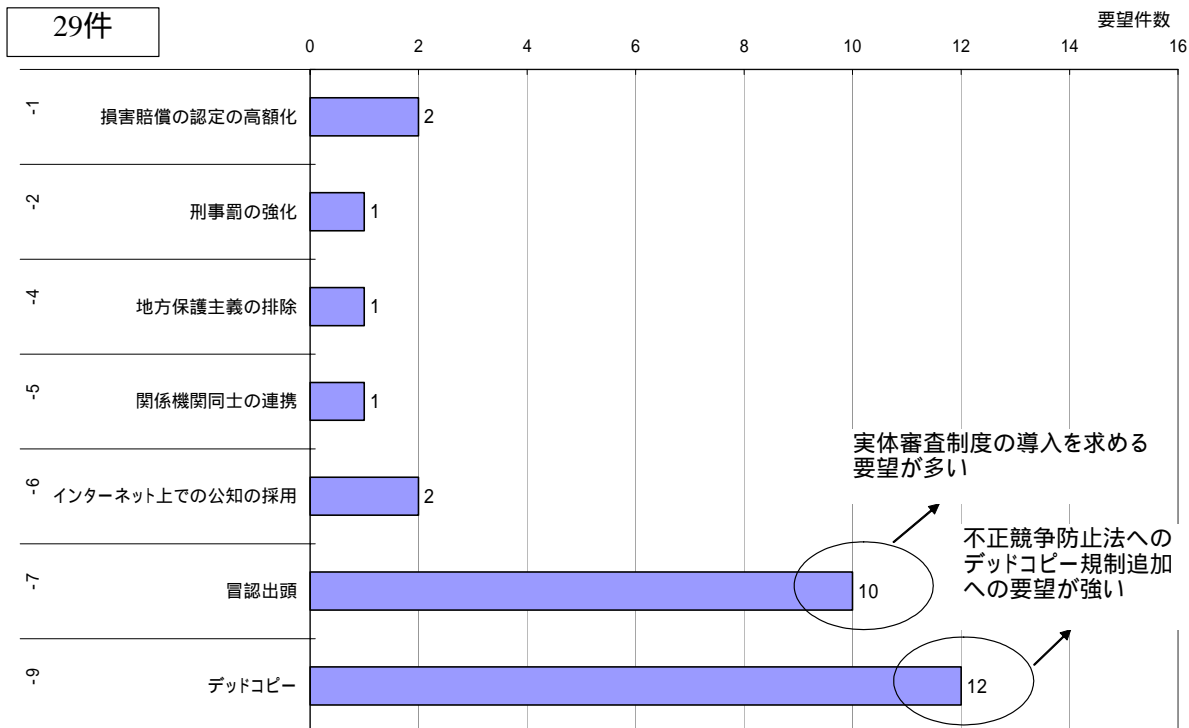
権利行使関係



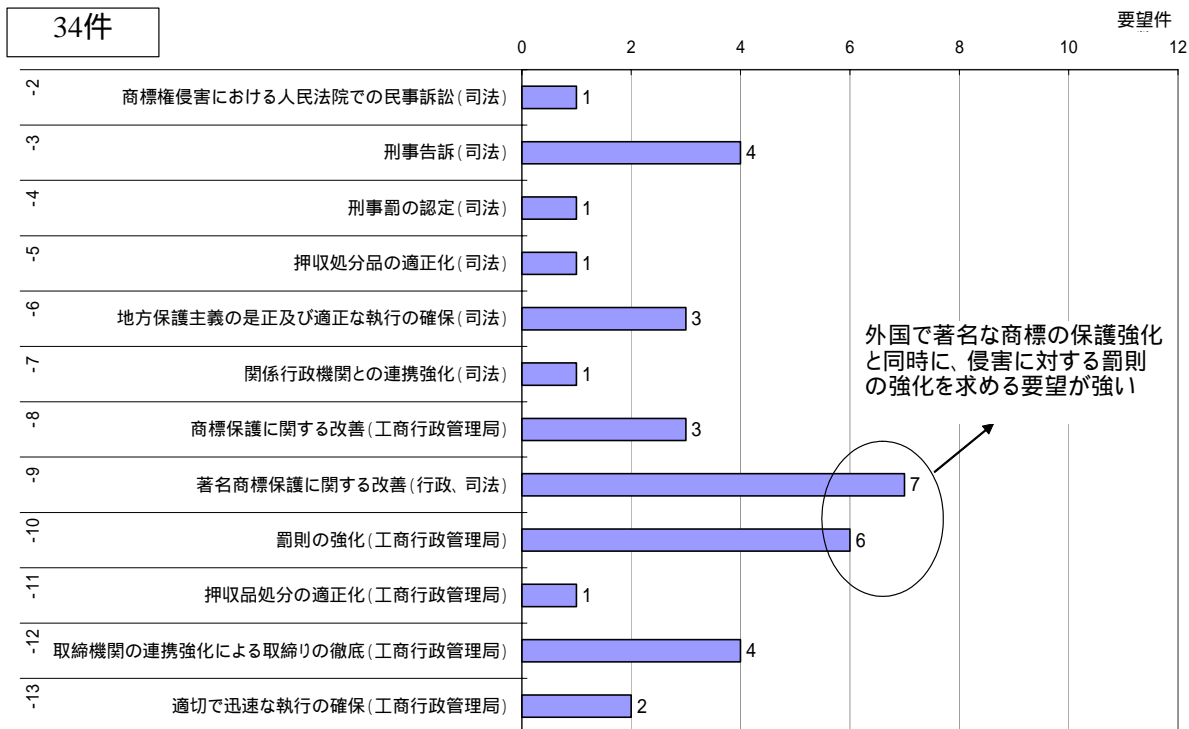
特許・実用新案関係



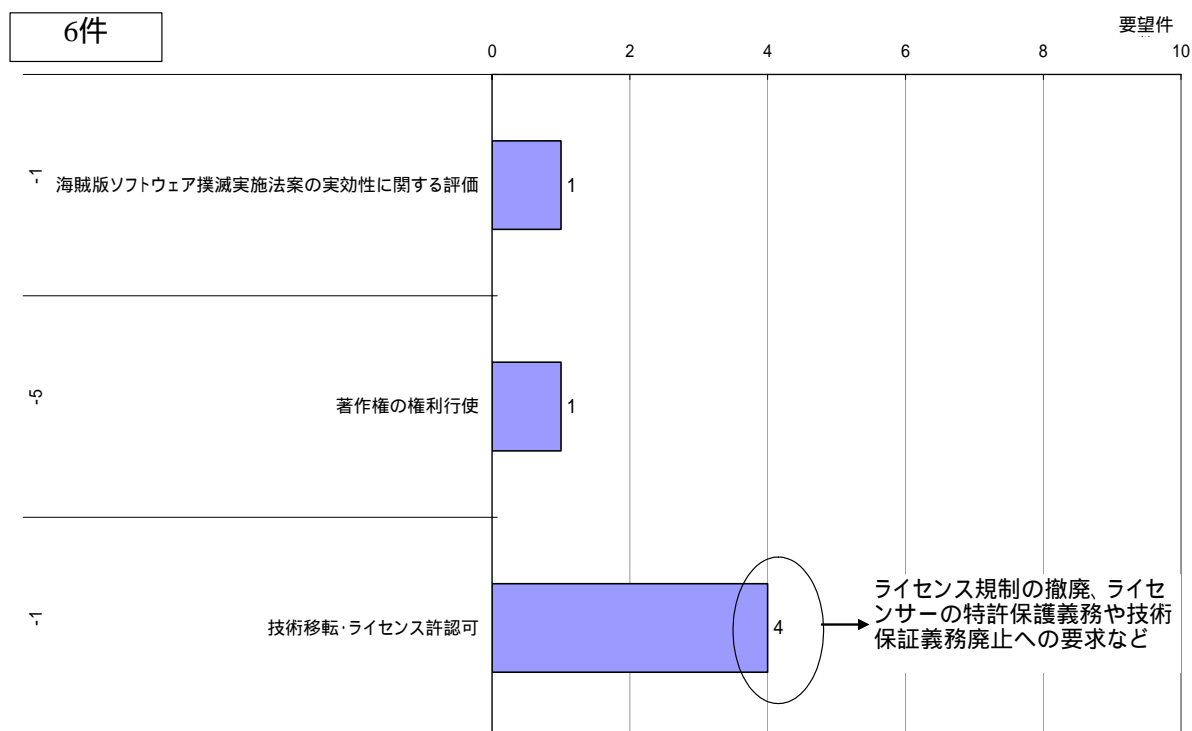
意匠関係



商標関係



著作権・ライセンス関係



➤ なお、これらの優先的に取り組むべき課題・問題点を解決していくために、今後の中国に対して取るべき対応方向としては、主に以下のようなポイントが指摘された。

- 継続的な働きかけを -

ミッションのフォローアップや政府間交渉などにおいて、今後も中国政府に対して継続的に改善を働きかけていくことの重要性が指摘されており、「継続的に」「繰り返し」要求していくことを求める企業が多い。

- 政府間交渉を -

民間レベルでは限界があるとして、政府(外交)レベルで対応していく必要性も指摘されている。

- 欧米諸国との連携を -

同じ問題に直面している欧米諸国と連携して中国政府へ働きかけていくべきとの指摘もある。

- 国民への知財教育を -

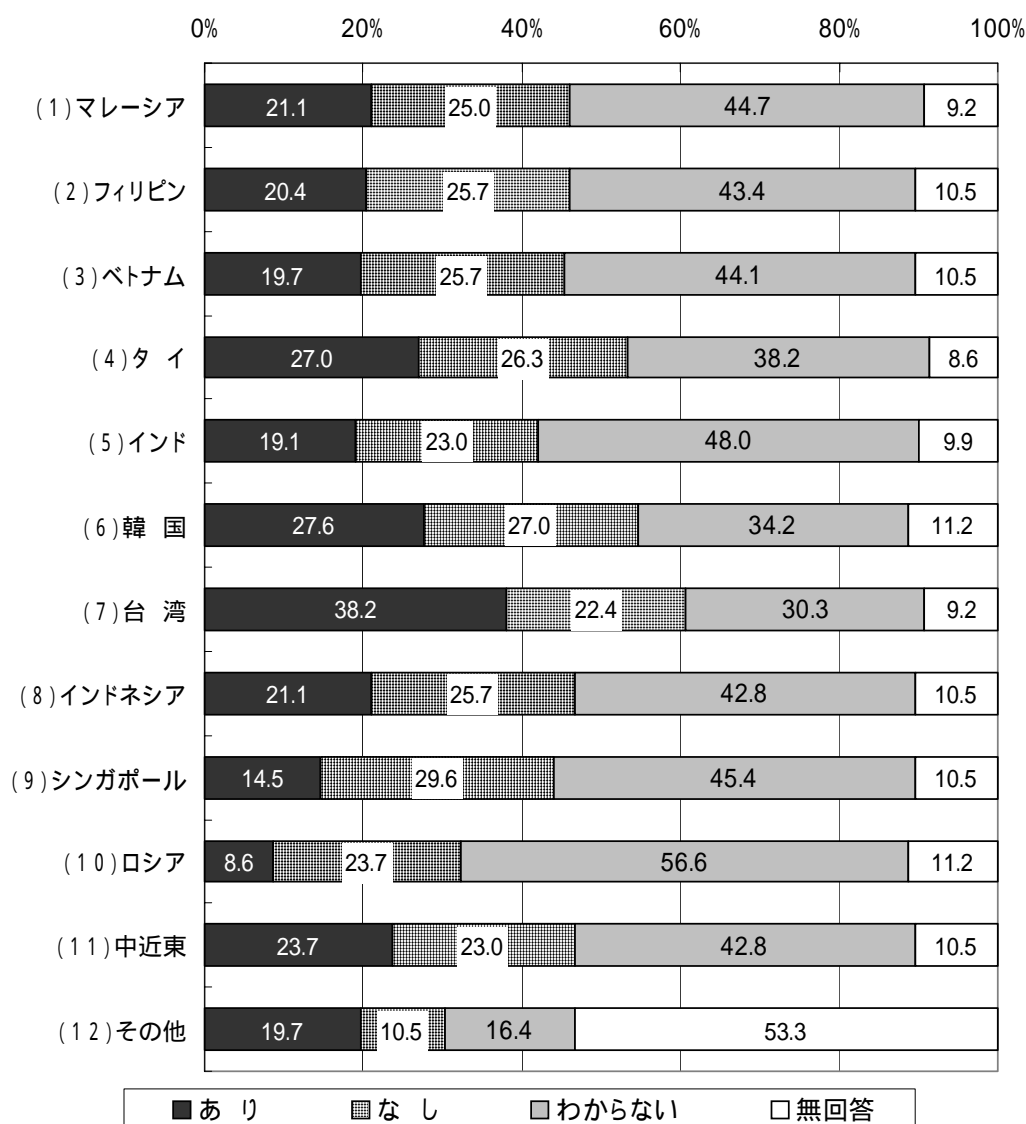
「模倣品は犯罪である」「模倣品は国家的な損失である」ことを知ってもらうために一般国民も含めた知財教育を実施する必要性が指摘されている。

➤ なお、対応上の視点として、運用面の改善だけでは不十分であり、法改正も同時並行的に働きかけていくこと、審査官の能力向上や増員、早期審査制度の導入など審査体制の拡充を求めていくこと、の2点が数多く指摘された。

・中国以外の国・地域における模倣品・海賊版被害の実態、ミッション派遣要望

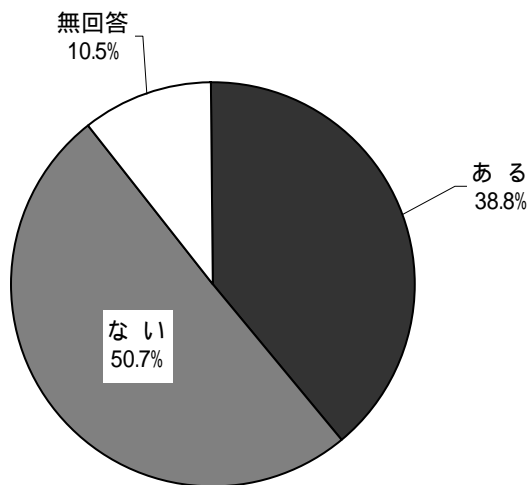
- 模倣品・海賊版被害が多いのは台湾、韓国、タイなど。これらの国・地域に対しては、模倣品・海賊版被害の実態に関する情報を求めるニーズも高くなっている。
- なお、ロシアや中近東は、中国で生産された模倣品の経由地として被害が広がりつつある様子がうかがえた。両国における模倣品・海賊版被害の最近の動向として「むしろ悪化している」への回答が40～50%と高くなっており、現地政府に対する要望も「模倣品流通経路の解明」などが寄せられた。
- 中国・香港以外の国・地域へのミッション派遣希望は少なく、最も多い台湾でも27.0%（41件）にとどまっており、次いで韓国（21.1%、32件）、タイ（17.8%、27件）となっている。模倣品・海賊版被害の多い国へのミッション派遣希望が高いという結果になっているが、ミッションへの参加希望は非常に少なく、台湾で7件にとどまっている。
- 各国に対して特に要請したい事項としては、知財の早期権利化、模倣品の実態把握、模倣品摘発等にかかる権利行使強化などが挙げられた。

模倣品・海賊版被害の有無



・ 海外における知的財産にかかる啓蒙普及活動

- 海外での啓蒙普及活動には 38.8%（59 件）の企業が何らかの取組を実施した経験を持つ。



- 対象は関係企業向けが最も多く、事例をみると現地法人の従業員や取引先向けのテキスト配布やセミナー等の実施が中心となっている。

